

平成25年4月8日 久留米市企業局公告第5号に基づく工事発注表

入札番号	26-3	【郵便入札案件】
工事の発注方式	本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。	
工種	土木一式工事	
工事名	公共下水道管渠布設第40工区工事	
工事場所	久留米市 三瀨町清松外	
工期	360日間	
予定価格	284,811,000円(税(相当額)抜き)	
最低制限価格	244,510,000円(税(相当額)抜き)	
開札日時及び場所	平成25年4月26日(金) 10時20分	総務部契約課(久留米市庁舎13階)
入札保証金	免除	
契約保証金	必要(契約締結時に請負金額の15%以上を付すこと。)	
契約条項を示す場所	総務部契約課(久留米市庁舎13階)	
支払条件	前払金	契約金額100万円以上の場合 有り (契約金額の40%以内)
	中間前払金	契約金額100万円以上の場合 有り (契約金額の20%以内)
	部分払	無し
議会の議決	必要	
参加条件(共同企業体の構成条件)	<p>入札に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たした特定建設工事共同企業体とする。なお構成員は、同一工事で他の特定建設工事共同企業体の構成員になれないものとする。</p> <p>(1) 共同企業体を構成する者の数は2者とする。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者の間(特定JVの代表者と構成員間も含む)の関係が、以下のいずれの場合にも該当しないこと。(ただし、特定関係にある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)</p> <p>ア 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>ウ ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>※ 親会社と子会社：会社法第2条第3号、第4号及び会社法施行規則第3条の規定による。</p> <p>※ 役員：①会社の代表権を有する取締役(代表取締役)②取締役(社外取締役・非常勤取締役を含む)</p> <p>※ 管財人：会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>(3) 各構成員が、30%以上の出資比率であること。</p> <p>なお、代表者の出資比率はその他の構成員を超えること。</p> <p>(4) 存続期間</p> <p>① 当該工事の落札者となった場合</p> <p>当該工事に係る請負契約履行後3ヵ月を経過した日まで</p> <p>② 当該工事の落札者とならなかった場合</p> <p>当該工事に係る請負契約が締結された日まで</p>	

参加条件（構成員の条件）	<p>代表者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札書の締切時点で、久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市競争入札参加者資格審査等要領（平成4年5月1日庁達第8号）第5条第1項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。 ・名簿に第一希望で登録されている土木一式工事の業者で、ランク基準がAランクであること。 ・建設業法（昭和24年法律第100号）により、土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていて、名簿に特定建設業の許可を受けていることが登載されていること。 ・平成15年4月1日以降、官公庁等発注の中大口径管推進工による下水道管渠布設工事について、元請として施工した実績を有すること（共同企業体の場合は、代表者としての実績を有すること）。 ・この工事に関して、直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にある技術者（代表者（社長等）及び営業所専任技術者を除く。）を建設業法（昭和24年法律第100号）に従い監理技術者として専任で配置できること。 ・この工事に関して、直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にある推進工事技士（代表者（社長等）及び営業所専任技術者を除く。）を専任で配置できること。 ・常駐の直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にある現場代理人を配置できること。 <p>その他の構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札書の締切時点で、久留米市内に主たる営業所を有し、久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市競争入札参加者資格審査等要領（平成4年5月1日庁達第8号）第5条第1項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。 ・名簿に第一希望で登録されている土木一式工事の業者で、ランク基準がBランクであること。 ・建設業法（昭和24年法律第100号）により、土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていて、名簿に特定建設業の許可を受けていることが登載されていること。 ・この工事に関して、直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にある技術者（代表者（社長等）及び営業所専任技術者を除く。）を建設業法（昭和24年法律第100号）に従い監理技術者として専任で配置できること。
入札参加必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・入札金額積算内訳書（第12号様式） ・技術資料（総評第1号様式～総評第5号様式。「2. 技術資料の作成等」を参照） <ul style="list-style-type: none"> ※ 代表者 総評第1号様式、総評第4号及び総評第5号様式 ※ その他の構成員 総評第2号様式及び総評第3号様式 ・代表者については、入札書締切日時時点で有効な「経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）」を添付すること。 ・代表者でISO 14001の認証登録が無く、エコアクション21の認証登録を受けている者はエコアクション21の認証登録証の写しを添付すること。 ・特定建設工事共同企業体協定書（第2号様式） <ul style="list-style-type: none"> ※必要事項を記入・押印し、袋綴じのうえ3部提出すること。 ・特定建設工事共同企業体構成員間用の委任状 ・同種工事实績調書（第5号様式の1）
入札方法	<p>(1) 入札参加を希望する場合は、入札書及び入札金額積算内訳書を、<u>長形3号サイズ</u>の封筒に封入すること。</p> <p>(2) (1)の封筒及びその他の入札参加必要書類を、<u>角形2号サイズ</u>の封筒に封入し、一般書留又は簡易書留にて、締切日時までに指定場所へ郵送すること。</p> <p>締切日時：平成25年4月22日（月） 24時00分（必着）</p> <p>指定場所：〒830-8799 久留米郵便局留 久留米市役所総務部契約課</p> <p>(3) (1)及び(2)いずれの封筒にも、表面に入札番号、工事名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。</p>
設計図書等の配布方法	<p>「市ホームページ>電子入札システムポータル>入札情報公開システム」より配布</p>
入札の無効	<p>(1) 入札書締切時点における名簿の登載内容（商号、代表者、受任者、住所、技術者等）が正しくない場合。入札書及び入札参加必要書類等の内容と名簿の内容が異なる場合。</p> <p>(2) 入札参加必要書類が不足又は期限までに提出がない場合。総評第1号様式（「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」）を未記入のまま提出した場合。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第12条第1項各号のいずれかに該当する場合。</p>
開札の立会い	<p>開札の立会人は、開札日の前日までに決定し連絡をするので、選ばれた場合は開札時間までに開札場所に来ること。</p>
質問書受付期間及び受付場所	<p>公告日から 平成25年4月16日（火） 17時15分 まで</p> <p>工事施工課（下水道建設課 Fax 番号 0942-38-2694）</p>
質問に対する回答	<p>質問者にFaxで回答。但し、質問内容によっては、本市HP上に掲載することもありますので、ご注意ください。</p>

<p>1. 総合評価に関する事項等</p>	<p>(1) 総合評価の方法 入札に参加しようとする者は、「2. 技術資料の作成等」に掲げる技術資料等を提出することとし、提出された技術資料等に基づき、(3)により評価値を算出し評価する。</p> <p>(2) 評価項目及び評価基準 ① 代表者の評価項目及び評価基準は、「(別表1) 平成25年度 久留米市 総合評価方式 評価項目、評価基準及び配点一覧表【簡易型】(代表者用)」(以下「別表1」という。)によるものとする。 ② 構成員の評価項目及び評価基準は、「(別表2) 平成25年度 久留米市 総合評価方式 評価項目、評価基準及び配点一覧表【簡易型】(構成員用)」(以下「別表2」という。)によるものとする。</p> <p>(3) 評価値の算出方法 ① 評価値は、次の算出方法により算出する。 ア 評価値＝技術評価点／入札価格×(定数1,000,000) イ 技術評価点＝標準点＋加算点 なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は小数点第8位まで表示する。(小数第9位を四捨五入) ② 技術評価点 競争入札参加資格を満たす全共同企業体に標準点(100点)を与え、さらに30点の範囲で共同企業体加算点を与える。 ③ 共同企業体加算点の算出方法 代表者が作成した『簡易な施工計画』の評価点に代表者、その他の構成員それぞれの『企業の施工能力』・『配置予定技術者』の評価点を合計した値の平均値を加えた点数を共同企業体加算点とする。</p> <p>(4) 落札者の決定方法 ① 入札参加者の技術資料による評価項目を評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点が同点であるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。 ② 落札候補者が競争入札参加資格を有すると確認したときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとする。ただし、当該競争入札参加資格を有しないと確認したときは、当該落札候補者を除いて入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な価格をもって申込みをした者のうち評価値の最も高い者であって、かつ、競争入札参加資格を有する者を落札者として決定するものとする。 ③ 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して4日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日は含まない。)以内に行うものとする。ただし、評価値の最も高い者が競争入札参加資格を満たしていない場合は、この限りでない。</p>
<p>2. 技術資料の作成等</p>	<p>(1) 入札の参加希望者は、技術資料 総評第1号様式～総評第5号様式(代表者は総評第1号様式、総評第4号様式及び総評第5号様式。その他の構成員は第2号様式及び第3号様式)を作成すること。</p> <p>(2) 提出する技術資料等は、次のとおりである。 ① 施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見(総評第1号様式) ② 過去5年間の同種・類似工事の施工実績(総評第2号様式) ③ 配置予定技術者の資格・成績評定調書(総評第3号様式) ④ 提出資料チェックリスト(総評第4号様式) ⑤ 配置予定技術者の資格・施工の実績(総評第5号様式)</p> <p>(3) 総評第1号様式の「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」については、「施工上配慮すべき事項」に記載してある課題とし、当該課題に対する所見を求めるものとする。(代表者が当該共同企業体の代表として作成すること。)</p> <p>(4) 提出部数は代表者及びその他の構成員それぞれ1部とする。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は返却しない。</p>
<p>3. 評価の担保</p>	<p>落札者決定に反映された技術資料の内容を履行確保するための措置等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 落札決定に反映された技術資料に虚偽の記載があった場合は、指名停止を行うことがある。</p> <p>(2) 技術提案がされた部分において、工事の仕様を満足できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。</p>
<p>4. 配置予定技術者について</p>	<p>(1) 記載された配置予定技術者の変更はできない。</p> <p>(2) やむを得ない場合(死亡・長期入院・退職)については、同等以上の資格及び工事成績評定点を有する技術者を別に配置すること。</p> <p>(3) (2)で示した要件を満たす技術者が配置できない場合は、契約を解除し、指名停止を行うことがある。</p>

平成25年度 久留米市 総合評価方式 評価項目、評価基準及び配点一覧表

【簡易型】

【代表者】

分類	評価項目	評価基準	配点				
			評価内容	評価点数	各項目 点数	大項目	
評価項目	簡易な 施工計画	施工上の課題に対する技術的所見	発注者が指定した施工上の課題への対応的的確度	特定の課題に対して現場条件を踏まえた有効な提案がなされているか	10.0 ~ 0.0	10.0	10.0
	企業の 施工能力	完成工事高	経営規模等評価結果通知書に掲載される完成工事高評点(X1) 工事の種類は、土木一式とする。	2200点以上	5.0	5.0	16.0
				2000点以上2200点未満	4.0		
				1800点以上2000点未満	3.0		
				1600点以上1800点未満	2.0		
				1400点以上1600点未満	1.0		
				1400点未満	0.0		
		元請完成工事高及び技術職員数	経営規模等評価結果通知書に掲載される元請数完成工事高及び技術職員数の評点(Z) 工事の種類は、土木一式とする。	2200点以上	6.0	6.0	
				2100点以上2200点未満	5.0		
				2000点以上2100点未満	4.0		
				1900点以上2000点未満	3.0		
				1800点以上1900点未満	2.0		
				1700点以上1800点未満	1.0		
				1700点未満	0.0		
		経営状況	経営規模等評価結果通知書に掲載される経営状況評点(Y)	1200点以上	3.0	3.0	
				1000点以上1200点未満	2.0		
				800点以上1000点未満	1.0		
				800点未満	0.0		
		品質管理・環境マネジメントシステムの取り組み状況	①ISO9001 ②ISO14001(またはエコアクション21) ①、②の認証の取得状況	両方とも取得済み	1.0	1.0	
	どちらか片方を取得済み			0.5			
未取得	0.0						
指名停止措置	過去3年間の久留米市指名停止等措置要綱に基づく措置の有無	受けたことがない	1.0	1.0			
		受けたことがある	0.0				
配置予定 技術者	施工実績	配置技術者の同種・類似工事施工実績	①主任技術者(監理技術者)として従事した場合 ②1級の国家資格を保有する現場代理人として従事した場合		2.0		
			施工実績あり	2.0		2.0	
			施工実績なし	0.0		0.0	
	資格の有無	配置予定技術者が保有する資格	1級の国家資格を保有する技術者	2.0	1.0	2.0	
			2級の国家資格を保有する技術者	1.0	0.0		
上記以外			0.0	0.0			
加算点満点	30.0						

※配置予定技術者は最大2名までを評価の対象とし、2名を配置予定技術者とした場合の評価点は、配置予定技術者の施工実績と資格の有無の評定合計が低い方で評価する。

平成25年度 久留米市 総合評価方式 評価項目、評価基準及び配点一覧表

【構成員】

分類	評価項目	評価基準	配点			
			評価内容	評価点数	各項目点数	大項目
企業の 施工能力	同種・類似工事の施工実績	平成20年度から24年度の同種・類似工事の施工実績 (平成25年3月31日までに完了した工事) (JVの場合、出資比率が20%以上ある工事)	本市工事で実績あり	2.0	2.0	15.0
			本市以外の公共発注機関の実績あり	1.0		
			その他の実績	0.0		
	工事成績評定	本市発注工事の平成20年度から24年度の 工事成績の平均点 ※予定価格1000万円以上の工事(解体工 事を除く)	85点以上	3.0	3.0	
			82.5点以上85点未満	2.5		
			80点以上82.5点未満	2.0		
			77.5点以上80点未満	1.5		
			75点以上77.5点未満	1.0		
			72.5点以上75点未満	0.5		
			72.5点未満(工事成績無し)	0.0		
	技術者の雇用数	1級の国家資格を保有する技術者の数	10人以上	2.0	2.0	
			7人～9人	1.5		
			4人～6人	1.0		
			1人～3人	0.5		
			0人	0.0		
	手持ち工事量比率 (今年度の受注額)	手持ち工事量比率＝今年度受注額÷平成 22年度から24年度のうち最大受注年度の 受注額 ※受注額は税抜き額	手持ち工事量比率<0.25	4.0	4.0	
			0.25≦手持ち工事量比率<0.50	3.0		
			0.50≦手持ち工事量比率<0.75	2.0		
			0.75≦手持ち工事量比率<1.0	1.0		
			1.0≦手持ち工事量比率	0.0		
優良業者表彰の有無	平成19年度から23年度施工工事に おいて本市の優良工事施工業者表彰の 有無	表彰の実績あり	0.5	0.5		
		表彰の実績なし	0.0			
防災協定の有無	本市との「災害時の応急対策に関する 基本協定書」締結の有無	締結あり	0.5	0.5		
		締結なし	0.0			
品質管理・環境マネジメントシ ステムの取り組み状況	①ISO9001 ②ISO14001(またはエコアクション21) ①、②の認証の取得状況	両方とも取得済み	1.0	1.0		
		どちらか一方を取得済み	0.5			
		未取得	0.0			
障害者の雇用	障害者雇用の有無	あり	0.5	0.5		
		なし	0.0			
子育て支援・男女共同参画 推進	福岡県「子育て応援宣言」登録の有無	登録あり	0.5	0.5		
		登録なし	0.0			
指名停止措置	平成22年度から25年度の久留米市指名 停止等措置要綱に基づく措置の有無	受けたことがない	1.0	1.0		
		受けたことがある	0.0			
配置予定 技術者	工事成績評定	①主任技術者(監理技術者)として従事した 者を配置予定技術者とする場合は、本市発 注工事において平成20年度から24年度に 獲得した工事成績評定点の最高点 ②1級の国家資格を保有する現場代理人と して従事した者を配置予定技術者とする場 合は、本市発注工事において平成23年度、 24年度に獲得した工事成績評定点の最高 点 ※予定価格1000万円以上の工事	①主任技術者 (監理技術者) として従事した 場合	②1級の国家 資格を保有す る現場代理人 として従事した 場合	3.0	
			85点以上	3.0		2.5
			82.5点以上85点未満	2.5		2.0
			80点以上82.5点未満	2.0		1.5
			77.5点以上80点未満	1.5		1.0
			75点以上77.5点未満	1.0		0.5
			72.5点以上75点未満	0.5		0.0
	72.5点未満(工事成績無し)	0.0	0.0			
	資格の有無	配置予定技術者が保有する資格	1級の国家資格を保有する技術者	2.0	1.0	2.0
			2級の国家資格を保有する技術者	1.0	0.0	
上記以外			0.0	0.0		
加算点満点	20.0					

※配置予定技術者は最大2名までを評価の対象とし、2名を配置予定技術者とした場合の評価点は、工事成績評定と資格の有無の評定点合計が低い方で評価する。